

**出島メッセ長崎**  
**新型コロナウイルス感染症対策**  
**ガイドライン**

---

**第一稿**

2021年10月8日

株式会社ながさきMICE

## 目次

I. はじめに	.....	2
II. 主催者の順守事項	.....	2
III. 来場者が順守する事項	.....	4
IV. 施設管理者が行う事項	.....	5

## 別紙

【別紙①】 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係  
る留意事項等について(内閣官房: 令和3年8月25日付)

【別紙②】 誓約書

## I.はじめに

このガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、各業界団体が作成したガイドライン、長崎市の方針等に基づき、出島メッセ長崎（以下、「本施設」という。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、本施設指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う事項と、本施設を利用するすべての利用者（以下「主催者等」という。）が遵守する事項を明確にしたものであり、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策を講じたうえで指定管理者は開館し、主催者は本施設を利用することとする。指定管理者および主催者等は、本施設の特性や運営形式、開催される催事の規模や形態等を考慮し、双方が協力しながら安全安心な運営に取り組むものとする。

なお本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じ適宜改訂を行う。

また、本ガイドラインを順守しない主催者等に対しては、使用を許可しない、又は使用の許可を取り消すことができるものとする。

## II.主催者の順守事項

主催者は以下の事項を遵守、また来場者へ遵守事項として周知し、国の『基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』を確認のうえ、感染拡大防止と安心安全な運営に取り組むこととする。

- ア. 罹患者が発生した場合に備えて、来場者、出展者、スタッフ（設営業者等を含む）等関係者全員の連絡先を把握しておく。（個人情報の取り扱いについては細心の注意を払い、来場者へ適切な説明を行い、主催者等で厳重に管理すること）
- イ. 全国的又は大規模なイベントを開催する場合は、長崎県にイベント開催要件等について事前に相談（[長崎県への事前相談について](#)）すること。
- ウ. 以下に該当するスタッフは従事させない。
  - 1) 37.5度以上の発熱がある人
  - 2) 咳・咽頭痛等の症状が認められる人および体調が優れない人
  - 3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
  - 4) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人、及び過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
  - 5) その他、感染の疑いの不安がある人
- エ. スタッフの手洗い・消毒、マスク着用等による咳エチケット、身体的距離の確保を徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
- オ. 指定管理者と事前に打ち合わせを行い、無理のない会場使用計画（レイアウト、スケジュール）を策定する。
- カ. 利用しないエリア・階層には立ち入らないこと。

- キ. 開催中は厚生労働省の示す方針に従い、可能な限り出入口の扉を開放するなど換気対策を講ずること。※運用方法については、指定管理者と調整を行うこと。
- ク. 設営、リハーサル、撤去等において十分な時間を確保し、身体的距離の確保に努める。
- ケ. 出演者が発声する場合は、観客との間隔を最低2 mは確保する。
- コ. 来場者と接触するような演出(声援をあおる、来場者をステージに上げる、客席へグッズを投げる等)は行わないようにする。
- サ. 大声を出すものがいた場合、個別に注意等を行うこと。
- シ. 中止になった場合の対応(チケットの払い戻し等)について事前に取り決めを行っておくこと。
- ス. 受付には手指の消毒ポンプ等を設置し、参加者及び関係者のこまめな手洗い・手指消毒などの感染防止対策を徹底すること。
- セ. 来場者に対し、受付入場前にサーマルカメラ・非接触型体温計等で検温を行い、万が一発熱や体調不良が確認された場合は入場制限等の措置を行うこと。
- ソ. 来場者に対し、開催前に「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」のインストールを呼びかけること。(アプリのQRコードを入口に掲示する等。)
- ナ. 以下の事項に取り組み、密集の発生が想定されないようにすること。
  - 1) 参加人数は、国、長崎県および長崎市が示す「催物の開催制限」に従う。
  - 2) 出入口で人数をカウントする、座席指定制とする等参加人数の管理を行う。
  - 3) 出入口を限定し、入場列の整理(最低1 m間隔)や導線の確保など必要に応じた入場規制を行う。
  - 4) 余裕を持った休憩時間の設定を行い、トイレなどの混雑緩和、密集を回避するように努める。
  - 5) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
  - 6) 受付や商談コーナー等の対面会話が行われる箇所は2 m以上距離をとるか、アクリルボード設置やフェイスガードの着用等の飛沫感染防止措置を行う。
  - 7) 飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け(1 m、できれば2 m)真正面での飲食とならないように椅子等を配置するか、アクリルボード設置等の飛沫感染防止措置を行う。
  - 8) 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。
  - 9) 会場内で人の手の触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。
  - 10) 感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健所、指定管理者等に連絡をとり、感染追跡調査等の実施に協力する。
- ニ. 政府の方針等および当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。
- ヌ. 「Ⅲ. 来場者が順守する事項」について来場者に周知すること。順守しない来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

### Ⅲ.来場者が順守する事項

- ア. 罹患者が発生した際の追跡調査のため主催者等が名簿を作成し、必要に応じて保健所へ提供される場合があることなどを理解し、個人情報の取り扱い等について不明点があれば主催者等へ説明を求め十分に理解すること。
- イ. 来場前に37.5度以上の発熱、咳や咽頭痛等の症状がある場合は来場を控える。  
※入場時の検温の協力、発熱が確認された場合には入場を控える。
- ウ. マスクの着用を必須とし、手指の消毒を徹底すること。  
昼食等でやむを得ずマスクを外す場合は、対面・会話を控えるよう徹底すること
- エ. 大声での会話、声援等感染リスクの高い行為を行わない。
- オ. イベント前後や休憩時間においても、身体的距離を保つこと。
- カ. イベントが終了した後に罹患した場合、主催者等へ連絡すること。
- キ. 国から提供されている新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを行い活用すること。
- ク. 「主催者への要請事項」に協力すること。

### Ⅳ.施設管理者が行う事項

- ア. スタッフの体調管理・手洗い・消毒、マスクの着用等による咳エチケット、身体的距離の確保等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。
- イ. 施設内の換気を徹底する。
- ウ. 受付カウンターなど人と人が対面する場所は、アクリル板などで飛沫感染防止措置を行う。
- エ. 主催者等へ感染防止対策に基づいた適切なレイアウトを提案する。
- オ. 主催者等へ各種業界団体の策定したガイドライン等を参考に、催し物に応じた適切な感染防止対策を提案する。
- カ. サーマルカメラ・間仕切りパネル・待機列用サイン、除菌スプレー等（一部有料）の有効な活用方法を主催者等へ提案する。
- キ. アルコール消毒液等を施設入口やトイレなどの共用部に設置する。
- ク. トイレ、ロビーなどの共用部を定期的に消毒する。
- ケ. 罹患者による本施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健所に連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。
- コ. 「Ⅱ. 主催者が遵守する事項」について使用者に徹底する。また、使用者に対し、誓約書を提出するよう求める。
- サ. 「Ⅲ. 来場者が遵守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、来場者に周知徹底する。

## <参考>

- ・一般社団法人 日本コンベンション協会  
「新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン第4版」

<https://jp-cma.org/information/>

- ・一般社団法人 日本展示会協会  
「感染拡大予防ガイドラインクイックリファレンス」

[https://www.nittenkyo.ne.jp/shr/document/200827\\_quickreference.pdf](https://www.nittenkyo.ne.jp/shr/document/200827_quickreference.pdf)

- ・一般社団法人 コンサートプロモーターズ協会
- ・一般社団法人 日本音楽事業者協会
- ・一般社団法人 日本音楽制作者連盟  
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

[https://www.jame.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/10/covid-19\\_guideline\\_20201008.pdf](https://www.jame.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/10/covid-19_guideline_20201008.pdf)

- \*業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210909>